

控訴審における事実誤認の審査方法

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 平成 30 年 7 月 13 日
【事 件 番 号】 平成 29 年（あ）第 837 号
【事 件 名】 強盗殺人被告事件
【裁 判 結 果】 破棄差戻
【参 照 法 令】 刑事訴訟法 382 条・411 条 1 号
【掲 載 誌】 刑集 72 卷 3 号 324 頁、裁時 1704 号 8 頁

LEX/DB 文献番号 25449578

事実の概要

被告人は、ホテル事務所で現金を強取して被害者 A を殺害したとして、強盗殺人罪に問われた。被告人は犯人性を争ったが、1 審は、要旨、以下の理由により被告人を犯人と認定した上で、強盗の故意を否定して殺人罪及び窃盗罪を認定した（鳥取地判平 28・7・20 判時 2370 号 126 頁）。

(1) ①本件犯人は、少なくとも二百数十枚の千円札を含む現金を奪取したと認められるところ、被告人は、本件発生から約 12 時間後、ATM から自己名義の口座に 230 枚の千円札を入金している。②日常生活において、このような大量の千円札を所持することは通常ないことも併せると、被告人が、偶然に、本件とごく近接した時間帯にこれらの千円札を所持し、入金したとは考え難く、この事実は、特段の事情がない限り、被告人の犯人性を強く推認させる。③被告人は、本件の約 2 週間前まで本件ホテルで勤務し、本件当時休職中であったところ、「入金した千円札は、ホテル業務での必要に備えて、自分の一万円札を両替するなどして貯めたものである」旨供述するが、信用できない。

(2) 本件は、当日午後 9 時 34 分頃から午後 10 時 12 分頃の数分前までの間に発生したと認められるところ、被告人は、午後 9 時 13 分頃、本件ホテル周辺に到着し、午後 10 時頃、本件ホテルの従業員用出入口付近で本件ホテル従業員 C と出会ったと認められ、被告人には本件犯行に及ぶ機会があった。

(3) 本件事務所は、本件ホテルの内部構造を知らない者にとっては、本件ホテルの建物内で最もアクセスしにくい場所であり、本件ホテルの内

部構造等に関する知識があった被告人は、これらの間接事実等から推認される犯人像に合致する。

(4) 以上に加え、①被告人が本件直後に県外へ移動し、妻らとの音信を絶ち、警察官からの出頭要請を無視していたという一連の行動は、本件による検挙を恐れての逃走と評価でき、②被告人以外の本件ホテルの従業員が本件犯行を行った可能性は認められないという事実関係が同時に存在することについては、被告人が犯人であると考えなければ合理的な説明がつかない。よって、被告人が本件の犯人である。

これに対し、検察官と弁護人の双方が控訴したところ、原判決は、被告人を犯人と認定した 1 審判決には事実誤認があるとして、これを破棄し、被告人に対し無罪を言い渡した（広島高松江支判平 29・3・27 判時 2370 号 117 頁）。

これを受け、検察官が上告した。

判決の要旨

破棄差戻。

「刑訴法 382 条の事実誤認とは、第 1 審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいうものと解するのが相当であり、控訴審が第 1 審判決に事実誤認があるというためには、第 1 審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である〔後出【1】〕……が、原判決は、第 1 審判決の事実認定について、論理則、経験則等に照らして不合理な点があることを十分に示したものとは評価できない」。

(イ) 1 審判決は、前記（事実の概要における。以下同じ）(1) から (3) の事情を中心に、(4) の諸

事情も総合考慮して、被告人の犯人性を認定したのに対し、原判決は、「全体として、第1審判決の説示を分断して個別に検討するのみで、状況証拠によって認められる一定の推認力を有する間接事実の総合評価という観点からの検討を欠いている」。

(ロ) 原判決は、1審判決の前記(1)①を不合理でないとする一方、(1)②については、要旨「被告人が所持していた230枚の千円札が被害金そのものであることを裏付ける直接証拠はないこと、被告人が犯人であることの立証責任は検察官にあることに鑑みれば、その入手経路に関する被告人の弁解の信用性にある程度の疑問があっても、これを虚偽として排斥しきれない以上、被告人を犯人と認定することはできない。……」旨判示し、さらに、(1)③についても、被告人の供述を虚偽として排斥できないとして、1審判決には事実誤認があるとする。

しかし、日常生活において、230枚もの千円札を所持することが通常ないことは1審判決指摘の通りで、前記(1)①の客観的事実は、「それ自体、これらの千円札の同一性、ひいては被告人の犯人性を相当程度推認させる事情となり得るはずであるが、原判決がそのような観点からこれらの事情を検討した形跡は判文上うかがえない。これらの客観的事実による推認力は、被告人が230枚の千円札を本件とは別の事情から有していた可能性との兼ね合いで判断されるべきものであ[る]」。

また、1審判決は、千円札所持の経緯に関する被告人の説明について、要旨、①本件ホテル従業員の証言、出納票、被告人の供述に照らすと、被告人が、個人的に大量の千円札を所持しておく必要があったとは考え難い、②被告人は、業務のため大量の千円札が必要であったと言いながら、本件当時は近々休職から復帰予定だったというのに、事件直後になって突然千円札を手放した理由について合理的説明もない、③被告人の経済状態に照らすと、20万円超の小遣いを貯め込んでいたということ自体が相当に疑わしい、といった理由から信用できないとしたものであるのに対し、原判決は、「230枚の千円札の入手経路に関する弁護人らの主張ないし被告人の供述について、これらを虚偽として排斥できるかどうかを検討する」とした上で、第1審判決の説示を分断し、被告人の説明の信用性が否定できない理由を殆ど示

さないまま、被告人の説明によれば第1審判決の判断は不合理であるなどと結論付けている部分が見受けられ、被告人供述の信用性を否定した第1審判決の前記判断が不合理であることを具体的に示したものと評価できない。

(ハ) また、原判決は、前記(2)の各事実から「被告人には本件犯行に及ぶ機会があった」と認定した第1審判決の認定は不合理ではないとしつつ、その事実のみで被告人が犯人とは推認できないとしている。

しかし、1審判決認定の事実関係によれば、被告人は、午後9時13分頃から、午後10時頃にCと出会うまでの40分間以上にわたり、本件ホテル付近にいたというのであるから、このことは、前記(1)の事情ともあいまって、その頃に本件ホテルで発生した本件への被告人の関与を相当程度推認させる事情となりうるはずであるが、原判決がそのような観点からこれらの事情を総合考慮した形跡も判文上うかがえない。

(ニ) 「以上のとおり、原判決は、全体として、第1審判決の説示を分断して個別に検討するのみで、状況証拠によって認められる一定の推認力を有する間接事実の総合評価という観点からの検討を欠いており、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを十分に示したものと評価することはできない」¹⁾。

判例の解説

一 控訴審における事実誤認の審査方法

1 控訴審における事実誤認の審査方法を巡っては、従来、論理則・経験則違反説(1審判決の事実認定に論理則・経験則違反があるか否かを審査すべきとする説)と心証優先説(1審判決の事実認定と控訴審裁判官の心証が一致するか否かを審査すべきとする説)とが対立してきたところ、【1】第一小判平24・2・13刑集66巻4号482頁は、「控訴審における事実誤認の審査は、第1審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきものであって、刑法382条の事実誤認とは、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいうものと解するのが相当である。したがって、控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第

1 審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である」として、前者の立場を支持した。

この約3年前、最高裁は、既に【2】最三小判平21・4・14刑集63巻4号331頁において、上告審における事実誤認の審査(刑訴法411条3号)は、「当審が法律審であることを原則としていることにかんがみ、原判決の認定が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかどうかの観点から行うべき」と判示していた。【1】は、【2】で示された論理が、控訴審にも妥当することを明らかにしたものといえよう。

2 控訴審における事実誤認の審査においては、原判決の「論理則、経験則等」(以下、「経験則」と略す)違反の有無を審査すべきとして、問題は、ここにいる経験則が何を意味するのかである。この点について、【1】は具体的に判示しておらず、その後の判例にも明示したものは見当たらない。もっとも、【2】の那須補足意見には、この点を理解する上で参考となる記述が見られる。曰く、「少なくとも有罪判決を破棄自判して無罪とする場合については、冤罪防止の理念を実効あらしめるといふ観点から、文献等に例示される典型的な論理則や経験則に限ることなく、我々が社会生活の中で体得する広い意味での経験則ないし一般的なものの見方も『論理則、経験則等』に含まれると解するのが相当である。多数意見はこのような理解の上に立って、A〔被害者〕の供述の信用性を判断し、その上で『合理的な疑いを超えた証明』の基準に照らし、なお『合理的な疑いが残る』として無罪の判断を示しているのであるから、この点について上記基本的立場から見てもなんら問題がないことは明らかである」。

経験則と一口に言っても、そこには、「文献等に例示される典型的な論理則や経験則」と「我々が社会生活の中で体得する広い意味での経験則ないし一般的なものの見方」が存在すること、そして、論理則・経験則違反説の立場からは、原判決を破棄しうるのは基本的に前者の経験則違反を認めうる場合であるが、少なくとも原判決が有罪の場合には、後者の経験則違反を認めうる場合にもこれを破棄しえ、それが【2】の立場である、というのである。

3 もっとも、これに対しては、後者の経験則に基づき原判決を破棄しうるとすると、その帰結

は心証優先説のそれと重なり、論理則・経験則違反説に立つ意味が失われる、といった疑問もありえよう。しかし、【2】は、単純に原判決と異なる心証に至りさえすれば原判決を破棄しうとするものではない。この点、那須補足意見は、上に引用した説明に先立ちこう述べている。Aの供述の疑問点は、「単なる直感による『疑わしさ』の表明(『なんとなく変だ』『おかしい』)の域にとどまらず、論理的に筋の通った明確な言葉によって表示され、事実によって裏づけられたものである。Aの供述はその信用性において一定の疑いを生じる余地を残したものであり、被告人が有罪であることに對する『合理的な疑い』を生じさせるものである」。

少なくとも有罪の原判決については、利益原則の観点から、それに対し「論理的に筋の通った明確な言葉によって表示され、事実によって裏づけられた」疑いを示しえれば、それは経験則違反の存在(=「合理的な疑い」の存在)を意味し、従って原判決を破棄しう、というのが【2】の判示の趣旨なのである²⁾。

4 こうした【2】の判示の趣旨は、控訴審にも妥当しよう。利益原則はむしろ控訴審においても適用されるものであるし、法律審である上告審においてさえ、上記のような形で有罪の原判決を破棄しうるのに、事後審とはいえ事実審である控訴審において、同様の処理を否定すべき根拠は見出し難いからである³⁾。

二 本判決の検討

1 以上を踏まえると、本件原判決の当否の分岐点は、原判決が、1審の事実認定に、「文献等に例示される典型的な論理則や経験則」に照らして不合理な点、ないしは、「論理的に筋の通った明確な言葉によって表示され、事実によって裏づけられた」疑いの存在を具体的に指摘しえているか否かということになる。とすると、原判決を破棄した本判決の判断には、原判決は、1審判決を破棄するに当たり、上記のいずれの観点からも1審の事実認定の経験則違反を十分に示していなことの判断が内在していることになる。

本判決がこうした判断に至った理由は、原判決が、「全体として、第1審判決の説示を分断して個別に検討するのみで、情況証拠によって認められる一定の推認力を有する間接事実の総合評価と

いう観点からの検討を欠い「た」点にある。

2 直接証拠がなく、間接事実のみによって事実認定を行う場合、各間接事実の総合認定が必要となる⁴⁾。本件はまさにそうした事例であり、1審判決は、間接事実を総合評価して被告人の犯人性を認定したものであった（前記(1)～(4)参照）。

ところで、間接事実の総合評価においては、各間接事実の証明力、各間接事実相互間の関係、各間接事実の証拠としての軽重、全体の評価の中での位置づけ等が問題となる⁵⁾。そして、先に確認したように、先例である【1】は、控訴審における事実誤認の審査は、1審判決の事実認定における経験則違反の有無を審査すべきとしている。とすれば、1審で間接事実の総合評価が行われている場合、その当否を審査する控訴審に対しては、各間接事実の証明力や相互関係等に関する1審判決の具体的な認定内容、要するに、1審判決の事実認定の構造を正確に把握した上で、それを前提に、そこに存在する経験則違反の有無を審査することが求められることになる。

この点、原判決を見ると、確かに原判決は1審の事実認定に存在する経験則違反を指摘しているものの、それは個々の間接事実が存在する経験則違反の指摘に止まっている。その意味で、原判決には、複数の間接事実の総合評価によって成立している1審の事実認定の構造から離れて心証を形成し、その心証に基づいて1審判決を破棄していると言わざるをえない面があることは否めない。

確かに、先に見たように、控訴審における事実誤認の審査においても、上告審におけるそれと同様、原判決の事実認定について、「論理的に筋の通った明確な言葉によって表示され、事実によって裏づけられた」疑いを示しえれば、それは経験則違反の存在を意味し、原判決を破棄しうる。しかし、実際問題として、控訴審は1審の事実認定の当否を審査するものである以上、具体的にいかなる形で疑いを示せば経験則違反の存在を示したことになるのかは、1審の事実認定の構造に左右されることになる。例えば、1審の事実認定の当否が専ら特定の供述の信用性の有無にかかっている事案においては、その供述の疑問点を具体的に指摘すれば、それをもって経験則違反を示したことになるであろう⁶⁾。他方、本件のように、間接事実（しかも、「一定の推認力を有する間接事実」）

による総合評価が行われている事案においては、間接事実の一部に疑問が生じたとしても、他の間接事実によって有罪認定を維持しうる場合がありうるし、反対に、間接事実の一部に生じた疑問の影響が他の間接事実にも連鎖し、結果、有罪認定を維持しえなくなる場合もありえよう。結局、本件のような事案では、控訴審においては、1審判決の事実認定の構造を正確に把握した上で、それを前提に、そこに存在する経験則違反の有無を審査することが必要となるのである。

本判決が言わんとしているのは、以上のようなことなのではなかろうか。

3 本判決は、その判断を通して、控訴審が1審の事実誤認の審査をする際には、1審の事実認定の構造を正確に把握すべきこと、それを前提に、1審の経験則違反の有無を審査すべきこと、そして、1審判決を破棄する際には、1審の事実認定の構造に即してそこに存在する経験則違反を具体的に示す必要があることを示唆したものと言え、その参照価値は小さくないものと思われる⁷⁾。

●—注

- 1) 本判決の研究として、高倉新喜「判批」法セ766号130頁、前田雅英「判批」捜研814号38頁、宮木康博「判批」法教459号156頁（以上、2018年）、是木誠「判批」警論72巻1号（2019年）140頁。
- 2) この点につき、最二小判平21・9・25集刑297号301頁、最二小判平23・7・25集刑304号139頁等も参照。
- 3) 最三小判平25・4・16刑集67巻4号549頁の寺田補足意見も、「第1審判決……の認定が誤っているとするには、控訴審としては、合理的な疑いがあることを明らかにすることで足るはずであって、これを覆すための経験則を定式化して示すことを強いるまでのことはあるまい」としている。
- 4) 例えば、植村立郎『実践的刑事事実認定と情況証拠（第3版）』（立花書房、2016年）234頁以下等参照。
- 5) 例えば、原田國男「間接事実による犯人性推認のあり方」法教360号（2010年）41頁等参照。
- 6) もっとも、信用性評価の手法の正当性は、別途問われることにはなる。この点につき、最一小判平26・3・20刑集68巻3号499頁参照。
- 7) なお、最一小判平29・12・25集刑322号127頁は、本判決に先行して、控訴審における事実誤認の審査は、「第1審判決による判断構造を十分に捉え直した上で行うべきことを示唆していた。本判決も、これと同様の考え方に立っているものと解される。